

2-II. 福祉領域／障害者:テキストp77～79

・作成日:2018.5.30

・作成者:谷口秀樹

* 原文: [e-Gov 障害者基本法](#)

* 原文: [e-Gov 障害者総合支援法\(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律\)](#)

1. 障害者基本法:

- ・1970年(S45年)制定・障害者の自立および社会参加支援等の施策や基本理念を定める。
- ・2004年(H16年)改正・障害を理由とした差別や権利侵害の禁止が追加。
- ・2011年(H23年)改正・障害者定義の拡大と社会的障壁の解消に向けた合理的配慮が中心。
 - * 2006年(H18年)国連で採択された障害者権利条約の批准に向けた法整備のために実施。障害者の定義の医学モデルから社会モデルへの転換点とされる。
 - * 障害者定義の拡大・従来の身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)に加えて、「その他の心身の機能の障害」が付け加えられ、性同一性障害などが対象に含まれるようになった。
 - * 社会的障壁・社会的障壁とは、障害者の日常生活や社会生活の障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切にもの。
 - * 合理的配慮・実施に伴う負担が過重でない範囲での、社会的障壁の排除であり、その提供に向けた手続きを定める障害者差別解消法が2016年(H28年)に制定され、国や地方自治体、独立行政法人、特殊法人には義務化され、一般事業者には努力義務と位置付けられた。
 - * 医学モデル・障害者を心身の機能的損傷と見る。
 - * 社会モデル・障害者を、その機能的損傷と社会的障壁の関係で捉える。

2. 障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律):

- ・2003年(H15年)・障害者福祉サービスを措置制度から支援費制度に移行。
 - * 措置制度・希望者の申込を受けて、自治体が審査し利用可否と利用先を決定。
 - * 支援費制度・利用者がサービス毎に、自治体から支援費の支給を受け、事業者と契約に基づいてサービスを受ける制度。障害者の自己選択と決定の尊重を理念としての導入であったが、制度の不備が露呈し、予算不足が深刻化。
- ・2005年(H17年)・発達障害者支援法が施行。
 - * 長年、谷間に取り残されていた発達障害者の定義と福祉制度における位置づけを確立。
- ・2006年(H18年)・障害者自立支援法が施行。
 - * 身体、精神、知的障害の福祉サービスを一元化し、市町村が提供することとし、利用者の1割負担と国の義務的経費支出を定めた。
- ・2013年(H25年)・障害者総合支援法が施行。
 - * 障害者基本法改正(2011年)を踏まえて基本理念を規定。
 - * 一定の難病患者を対象に加える。
 - * 知的／精神障害の障害程度が低く判断される障害程度区分を障害支援区分に変更。

以上